

【資料2】令和4年度の相談支援体制について

地域包括支援センターの相談内容の傾向

- 統合失調症や躁うつ病、アルコール依存症等精神疾患を抱えた高齢者の相談が増えている。
- 発達障がいの方の支援
- 世帯に支援を必要とする家族がおり、高齢者のみならず、家族支援が必要なケースが多い。（生活困窮、家族が精神疾患を患っている方など）
- 身寄りがない方の支援。
- 医療につながっていない方への支援。
- 65歳未満の方の生活支援の相談。



断らない相談窓口機能を整備するため、令和3年度より、市の機構改革に伴い、障がいのある人の相談も地域包括支援センターで一体的に相談が出来る体制を整備

令和4年度の相談支援体制について

求められる機能

- 相談支援事業所とランチ（地域の相談窓口機能）との連携による地域包括ケアシステム構築（地域づくり）の強化
- 高齢者や障がいのある人だけでなく世帯を含めての相談支援の強化（断らない相談支援体制、受け止める体制）
- 複合的な課題をもつケースにおいて、課題の整理をし、他制度・他機関とのネットワーク構築を強化し対応する体制



市と障害福祉サービス事業者及び介護保険サービス事業者が連携し、一体的な支援体制の構築へ

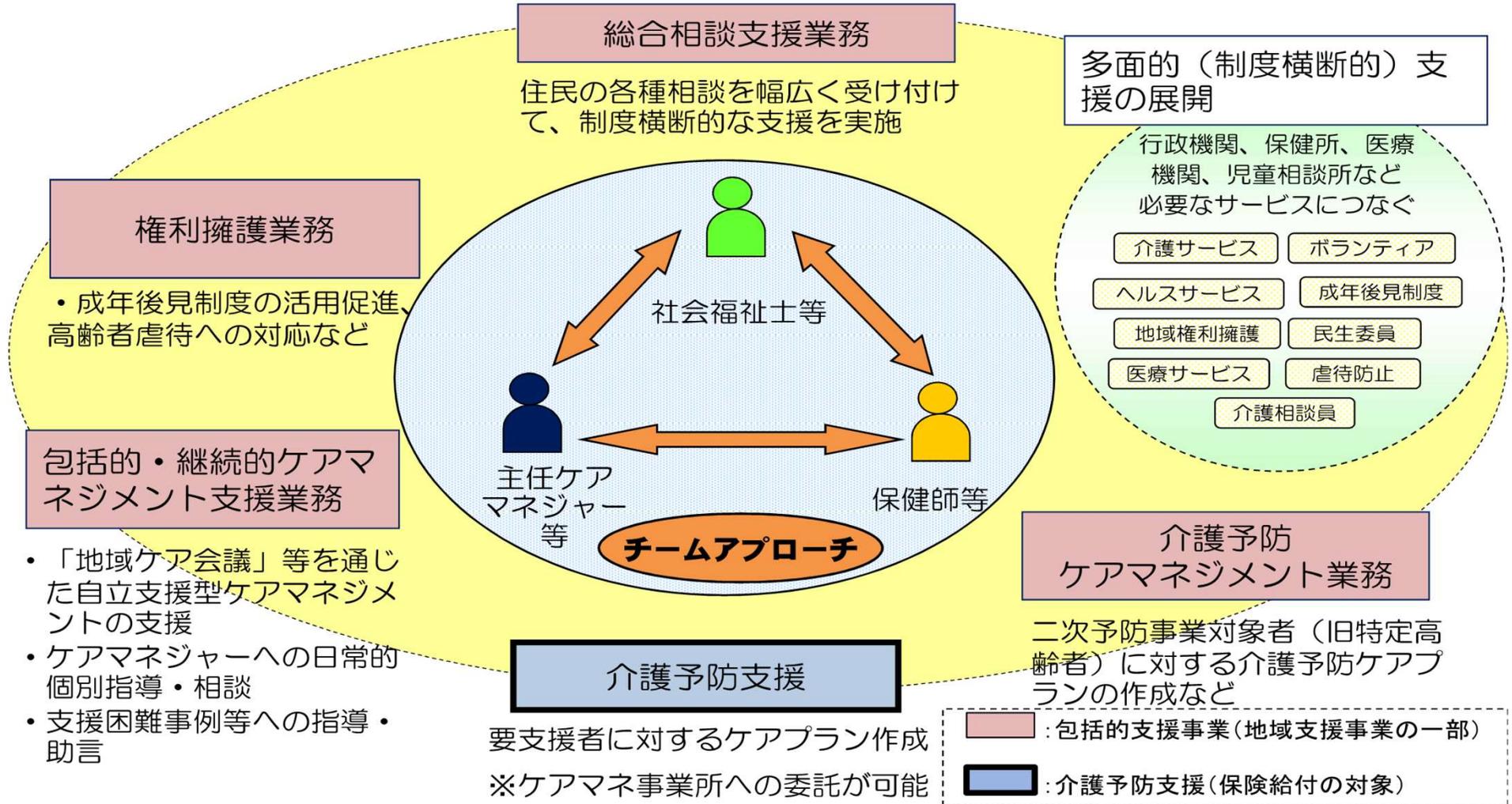
		地域包括支援センター	基幹型相談支援センター
市 (中核機関 直営)	役割	●市町村が設置主体となり、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること	●市町村が設置主体となり、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援機能の強化を図ること
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ①総合相談支援業務 ②権利擁護業務・虐待防止 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (ケアマネジャー支援) ④介護予防ケアマネジメント業務 (介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合のマネジメント) ⑤介護予防支援（要支援者のマネジメント） ⑥在宅医療・介護連携 ⑦認知症総合支援事業 ⑧生活支援体制整備事業 ⑨その他（家族介護支援事業など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①総合相談・専門相談 ②権利擁護・虐待防止 ③地域の相談支援体制の強化取り組み ④地域移行・地域定着
	専門職の配置	保健師、社会福祉士 、主任ケアマネジャーの必須配置	主任相談支援専門員、相談支援専門員、 社会福祉士 、精神保健福祉士、 保健師
		地区地域包括支援センター（ランチ）	相談支援事業所
地域	設置数	●16か所	●6か所
	機能	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な相談窓口機能 ●地域づくり機能 ●健康づくり機能 	●障がいのある人の相談窓口機能

地域包括支援センターとは

参考

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種ของทีมアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。（介護保険法第115条の46第1項）

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

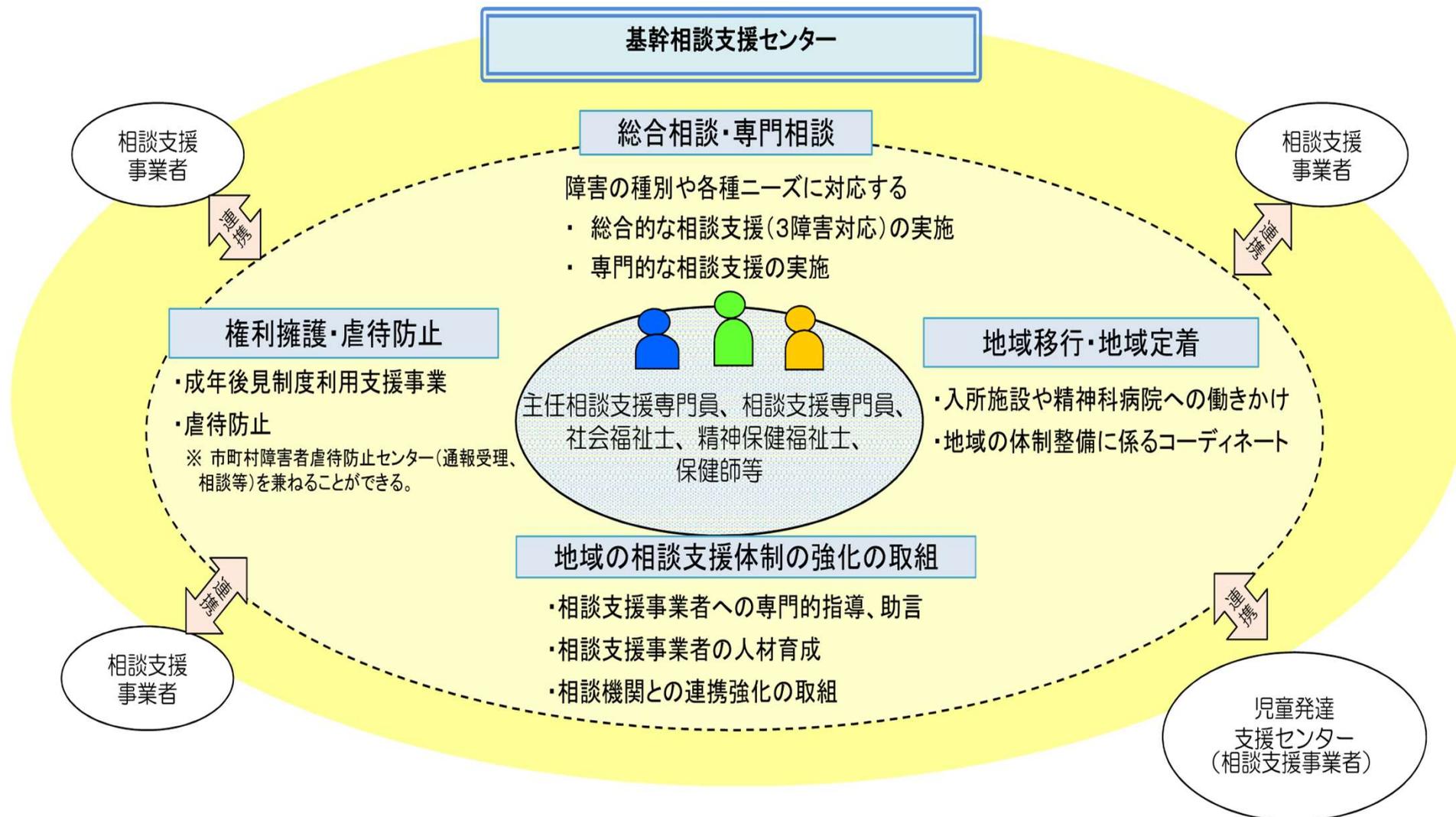


【さらに機能強化された事業】
○在宅医療・介護連携、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、その他（家族介護支援事業など）

基幹相談支援センターとは

参考

- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である。
- 市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。



【資料2】令和4年度の相談支援体制について

1 地域包括支援センターの相談内容の傾向について

- ・統合失調症や躁うつ病、アルコール依存症等精神疾患を抱えた高齢者の相談が増えている。
- ・世帯に支援を必要とする家族がおり、高齢者のみならず、家族も含めた支援が必要なケースが多い。
(生活困窮、家族が精神疾患を患っている方など)
- ・身寄りがない方の支援の増加。
- ・医療につながっていない方への支援。
- ・65歳未満の方の生活支援の相談の増加。

本来、地域包括支援センターは65歳以上の総合相談窓口であったが、上記のような相談内容が増加している現状を踏まえ、令和3年度より地域包括支援センターで障害のある人も含め、一体的に相談を受ける体制を整えた。

2 地域包括支援センターとは

市町村が設置主体となり、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関である。いわゆる、地域包括ケアシステムの構築(地

域づくり)を担う機関である。加賀市は市直営で運営している。

業務内容は、①総合相談支援業務 ②権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(ケアマネジャー支援) ④介護予防ケアマネジメント業務 ⑤介護予防支援(保険給付) ⑥在宅医療・介護連携 ⑦認知症総合支援事業 ⑧生活支援体制整備事業 ⑨その他(家族介護支援事業など)の業務を担っている。また、専門職の配置は、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーは必須配置となっている。

加賀市においては、地域の身近な相談窓口として 16 か所に地区地域包括支援センターを配置し、タイムリーに相談できる体制を整備している。

3 基幹相談支援センターとは

基幹相談支援センターは、地域における障がいのある人や子供に関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とした機関である。加賀市では、令和元年度から令和3年度まで社会福祉法人 長久福社会へ委託している。

業務内容は、①総合相談・専門相談 ②権利擁護・虐待防止 ③地域の相談体制の強化取組み ④地域移行・地域定着である。また、専門職は、相談支援専門員や社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などの配置となる。

4 令和4年度の相談支援体制について

地域包括支援センターと基幹相談支援センターは一部機能と専門職が重複しているため、双方の限られた人材を有効活用しながら、高齢者の支援で培ってきた地域資源やネットワークの活用による支援体制の強化を図るため、市直営による一体的な体制とする。

また、地域では地区地域包括支援センターと相談支援事業所が連携し、お互いの専門性を生かした相談機能の強化と各地域の特性に合わせた地域づくりの取り組みの強化を図る。